

生命保険契約の権利の評価

Q : 先日、夫が契約者、妻である私が被保険者及び保険金受取人である生命保険に加入しました。保険料は夫が負担していますが、夫が死亡した場合、この生命保険は相続税の課税対象となりますか？

A : 「生命保険契約に関する権利」として解約返戻金の額が相続財産に含まれます。

【解説】

相続開始の時ににおいてまだ保険事故が発生していない生命保険契約については、相続開始時点でこの保険契約を中途解約すると保険約款で定められた解約返戻金が支払われることから、被相続人が保険料を負担している場合には、「生命保険契約に関する権利」として、解約返戻金の額（前納保険料や剰余金の分配の額を含む）から源泉徴収税額を控除した金額が相続税の課税対象となります。

この「生命保険契約に関する権利」は、従来は払込保険料の70%から保険金額の2%を差し引いて評価できたため、相続財産が30%程度圧縮できるとして、相続対策に活用されるケースが多かったようですが、平成15年度の税制改正で、解約返戻金の額（実質払込保険料に相当）で評価することとされましたので、節税目的で活用することはできなくなりました。ただし、平成18年3月31日までの相続についてはこれまでの評価方法も適用できるとされていますので、今しばらくはこれまでの方法により評価することも可能です。

